

住まいの再建に関する手続きの開始について

1 災害危険区域の指定等について

気仙沼市災害危険区域に関する条例制定を受け、平成２４年７月９日付けで区域の指定に係る告示をしましたのでお知らせします。

1 災害危険区域とは

住民の生命を守るため、条例により津波等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、住居等建築物の建築の制限を行うため、災害防止上必要なものを定めます。

2 区域の定め方

Ｌ１対応の防潮堤整備等を実施しても、東日本大震災と同様の津波によるシミュレーションの結果、浸水被害が発生する可能性が高い区域を基本として定めます。

3 指定の区域

別紙１ 指定区域の町・字の名称

別紙２ 災害危険区域の指定区域図（面積約１３．８平方キロメートル）

※がけ地などの海岸線において、住宅などの建物が将来的にも建設されることが無いと判断される場所は区域外としています。

※魚町・南町などの内湾地区については、防潮堤の整備を含めた今後のまちづくり計画の検討が進められていることから、津波防災対策の方針が明らかになり次第、改めて災害危険区域の指定を行うこととしています。

4 区域内の建築制限

今後は建築確認申請の行為を行う際に、下記の用途の建築物の建築が制限されます。

①住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿及び寮

②児童福祉施設等

③旅館業の営業に供する施設

④病院及び診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの

⑤宿泊設備を有する研修施設

※上記については、原則として建築が制限されますが、市長が災害防止上支障がないと認める場合は、建築することが可能となります。

5 区域図の縦覧場所

建設部住宅課、唐桑総合支所建設課、本吉総合支所建設課

（区域の境界付近等で確認が必要な場合や、浸水深の概要を確認する場合は、上記の場所で縦覧により確認していただきます。）

2 かけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始について

気仙沼市災害危険区域に関する条例による区域指定（平成24年7月9日告示）に伴い、かけ地近接等危険住宅移転事業の受付を平成24年7月10日より開始しました。

1 事業概要

災害危険区域内に居住している方及び東日本大震災時に居住していた方の任意移転に対し、住宅再建に係る資金を借り入れた場合の利子相当額等について補助を行うものです。

2 補助要件

次の要件を満たす場合が対象となります。

①住宅再建に係る契約や工事等に未着手であること。

※すでに完成・着工済みである場合は事業対象となりません。

②災害危険区域内に住宅があること。（借家も可）

※3.11の被災時に区域内の住宅に住まいされ、現在避難生活を送られている方も対象となります。

③災害危険区域外の安全な場所に移転できること。

3 補助概要

災害危険区域内の住宅の除却や引っ越しに要する費用と、住宅等の購入や建設に要する資金を金融機関から借り入れた場合の当該借入金利子に相当する費用について、下記に示す限度額の範囲内で補助を受けることができます。

①除却等費 限度額 78万円/戸

危険住宅の除却などに要する費用で除却費、移転費、仮住居費、跡地整備費が対象となります。

②建設助成費 (限度額合計 708万円/戸)

(1)建物取得への利子補給 限度額 444万円/戸

(2)土地取得への利子補給 限度額 206万円/戸

(3)敷地造成への利子補給 限度額 58万円/戸

4 申込受付

受付窓口 気仙沼市建設部住宅課（当面の間は第3庁舎で行います）

唐桑総合支所建設課・本吉総合支所建設課

受付期間 平成24年7月10日（火）から

受付時間 9：00から17：00まで

※利用条件等については事前に住宅課又は各総合支所建設課に確認をお願いします。

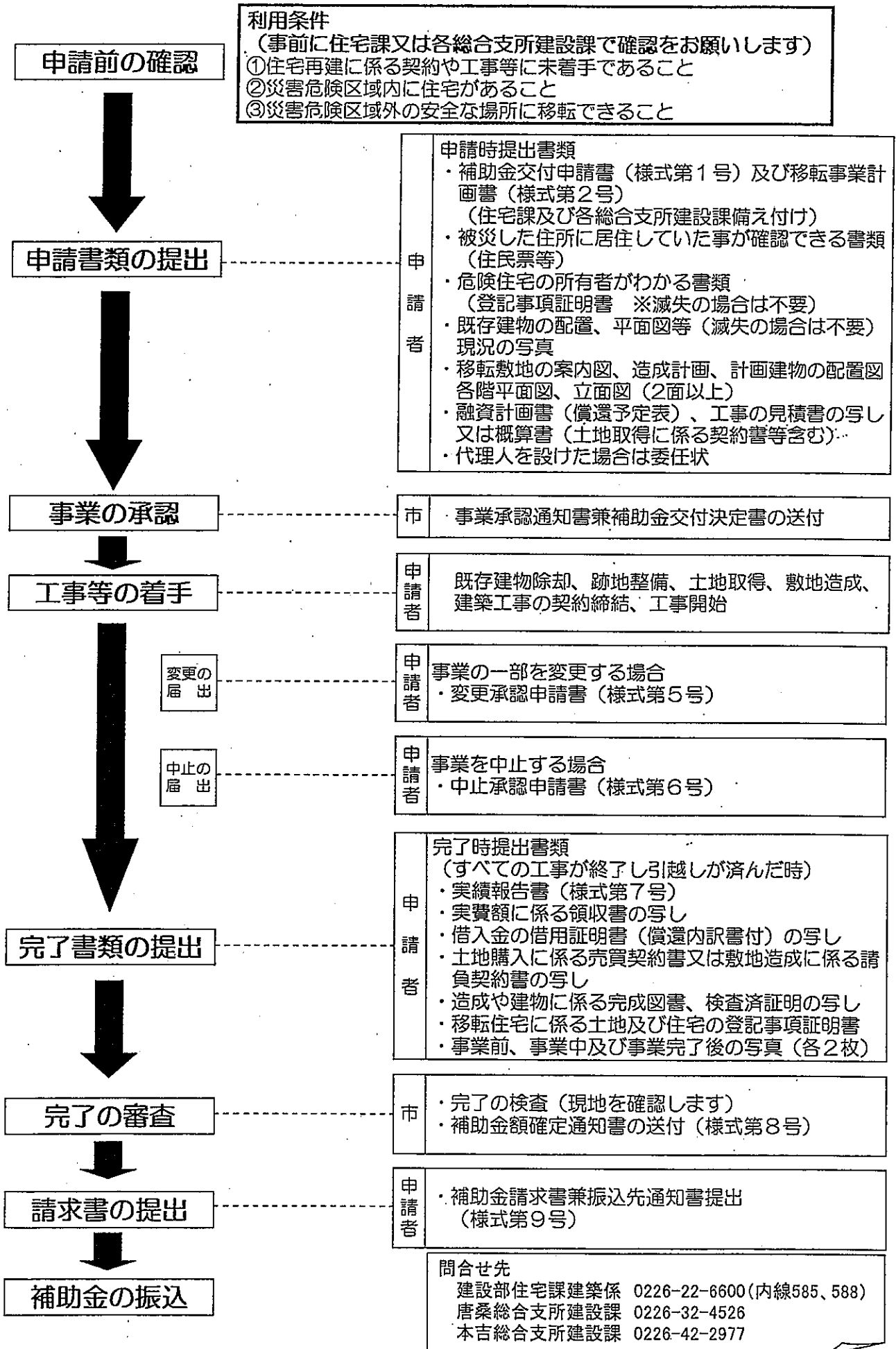
5 問い合わせ先

建設部住宅課建築係 Tel 0226-22-6600（内線585・588）

唐桑総合支所建設課 Tel 0226-32-4526

本吉総合支所建設課 Tel 0226-42-2977

6 かけ地近接等危険住宅移転事業の利用手順



3 住まいに関する相談窓口の設置について

災害危険区域の指定、がけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始、災害公営住宅・防災集団転事業の進展などに伴い、市民の皆様の個別の住まいに関する相談をお受けするため「相談窓口」を設置しました。

市役所では、これまでも来所や電話による相談を随時行ってきましたが、相談窓口を設置することで、より具体的にご相談いただけるようになり、早期の住まいの再建につなげていただきたいと考えております。

相談窓口

場 所 市役所第2庁舎1階 建設部用地課内

受付時間 9:00から17:00まで

ご連絡先【防災集団移転促進事業】

Tel. 0226-22-6600 (内線 593・594 建設部用地課防災集団移転係)

【災害危険区域の指定、がけ地近接等危険住宅移転事業】

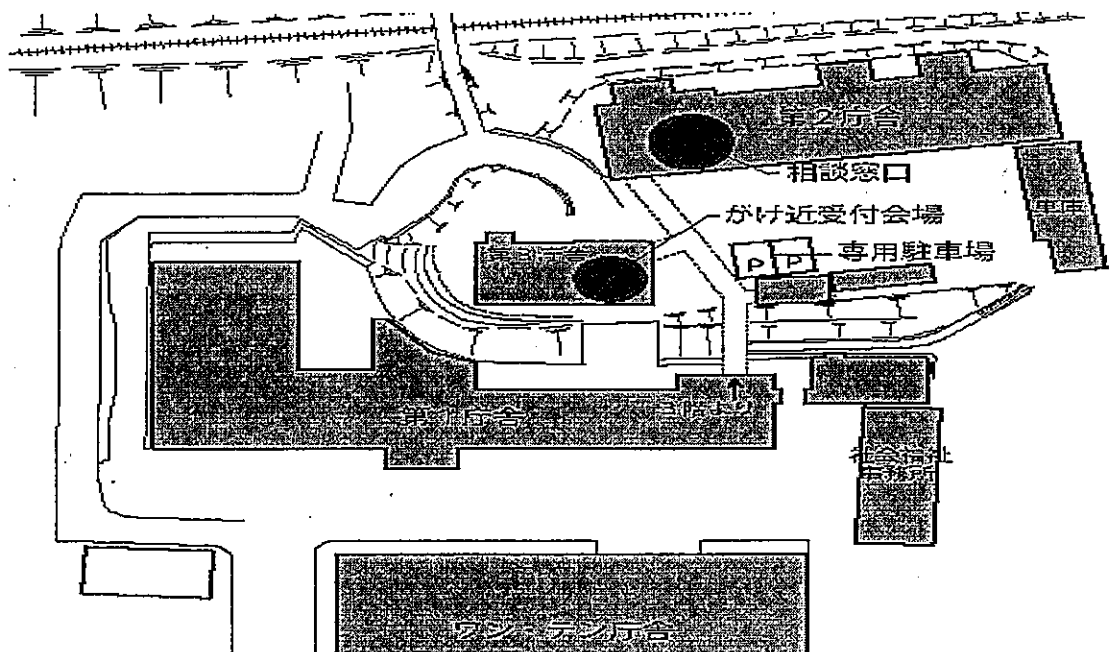
Tel. 0226-22-6600 (内線 585・588 建設部住宅課建築係)

【災害公営住宅】

Tel. 0226-22-6600 (内線 538・539 建設部住宅課災害公営住宅係)

※相談者数が多数の場合は、お待ちいただく場合があります。

※第2庁舎駐車場に相談者優先駐車スペース（2台分）を設置しますが、満車の場合はワンテン駐車場等をご利用下さい。



4 住まいの再建に関する今後の予定

災害公営住宅の建設や市が誘導する防災集団移転事業の推進に向けて、被災された皆様の今後の住まいに対するご意向をより詳しく把握するため、今後意向調査を実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。

調査スケジュール

意向調査の実施 平成24年 7月

調査結果に基づく計画の公表 平成24年10月

指定区域の町・字の名称

地域	地区	町・字の名称
気仙沼地域	気仙沼地区	魚浜町 港町の一部 河原田一丁目の一部 河原田二丁目的一部分 幸町三丁目的一部分 仲 町一丁目的一部分 仲町二丁目的一部分 魚市場 前 弁天町一丁目 弁天町二丁目 潮見町 潮見町二丁目 川口町一丁目 川口町二丁目 朝日町 内の脇二丁目的一部分 内の脇三丁目 内ノ脇 一景島
	鹿折地区	栄町の一部 新浜町一丁目的一部分 新浜町二 丁目的一部分 浜町一丁目 浜町二丁目 本浜 町一丁目 本浜町二丁目 錦町一丁目的一部分 錦町二丁目的一部分 浪板の一部 大浦の一部 小々汐の一部 二ノ浜の一部 三ノ浜の一部 大峠山の一部 浜の一部
	松岩地区	松崎片浜の一部 松崎中瀬の一部 松崎浦田 の一部 赤岩館森の一部 赤岩港の一部 赤 岩五駄鱚の一部 赤岩老松の一部 松崎北沢 の一部 松崎前浜の一部 赤岩宮口下の一部
	階上地区	波路上向原の一部 波路上向田の一部 波路 上杉ノ下的一部分 波路上明戸 波路上牧の一 部 波路上瀬向 波路上内沼 波路上崎野 波路上岩井崎の一部 波路上内田の一部 波 路上野田の一部 波路上原の一部 波路上後 原の一部 長磯原の一部 長磯浜の一部 長 磯七半沢の一部 長磯森の一部 最知森合の 一部 最知川原の一部
	大島地区	横沼の一部 三作浜の一部 駒形の一部 中 山の一部 要害の一部 浅根の一部 長崎の 一部 高井の一部 廻館の一部 外畑の一部 大向の一部 田尻の一部 浦の浜の一部 磯 草の一部 外浜の一部 亀山の一部 大初平 の一部
	面瀬地区	松崎尾崎の一部 岩月台ノ沢の一部 岩月千 岩田の一部
	唐桑地域	中井地区
唐桑地区		唐桑町小鯖の一部 唐桑町小長根の一部 唐 桑町中的一部分 唐桑町上鮪立の一部 唐桑町 鮪立の一部 唐桑町北中的一部分 唐桑町西舞 根の一部 唐桑町東舞根の一部 唐桑町浦の 一部 唐桑町宿浦の一部 唐桑町馬場の一部

		唐桑町明戸の一部 唐桑町石浜の一部 唐桑町高石浜の一部
	小原木地区	唐桑町只越の一部 唐桑町上川原の一部 唐桑町唯越の一部 唐桑町大畑の一部 唐桑町境の一部 唐桑町堂角の一部 唐桑町小田の一部 唐桑町載鈎の一部 唐桑町岩井沢の一部 唐桑町館の一部 唐桑町荒谷前の一部 唐桑町台の下の一部 唐桑町港 唐桑町出山の一部 唐桑町竹の袖の一部 唐桑町釜石下の一部
本吉地域	小泉地区	本吉町蔵内の一部 本吉町歌生の一部 本吉町今朝磯の一部 本吉町二十一浜の一部 本吉町小浜の一部 本吉町菅の沢の一部 本吉町柳沢の一部 本吉町下宿 本吉町平貝の一部 本吉町外尾の一部 本吉町蕨野の一部 本吉町泉 本吉町泉沢の一部 本吉町幣掛の一部 本吉町圃の沢の一部 本吉町新圃の沢 本吉町卯名沢の一部 本吉町中島の一部 本吉町北明戸 本吉町新北明戸 本吉町南明戸 本吉町新南明戸 本吉町川原
	津谷地区	本吉町小峰崎の一部 本吉町猪の鼻の一部 本吉町岳の下の一部 本吉町津谷桜子の一部 本吉町津谷明戸の一部 本吉町津谷新明戸の一部 本吉町津谷松尾の一部 本吉町登米沢の一部 本吉町道外の一部 本吉町風越の一部 本吉町津谷長根の一部 本吉町大沢の一部 本吉町幸土の一部
	大谷地区	本吉町小金沢の一部 本吉町高の一部 本吉町大朴木の一部 本吉町赤牛の一部 本吉町谷地の一部 本吉町前浜の一部 本吉町天ヶ沢の一部 本吉町山谷の一部 本吉町田ノ沢の一部 本吉町日門の一部 本吉町九多丸の一部 本吉町三島の一部 本吉町大谷の一部 本吉町野々下の一部 本吉町長根の一部 本吉町窪の一部 本吉町滝根の一部 本吉町洞沢の一部 本吉町直伝の一部 本吉町後田の一部 本吉町沖ノ田の一部